

オンラインを活用したコンベンション開催支援助成金交付要綱

令和3年6月4日決裁

令和4年4月1日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が終息に至らない中において、岐阜市内でオンラインを活用してコンベンションを開催する際の経費に対して、予算の範囲内において「オンラインを活用したコンベンション開催支援助成金」（以下「オンライン助成金」という。）を交付することにより、その開催を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、以下各号に定めるところによる。

- (1) 「コンベンション」とは、学術団体やその他団体等が主催する会議、大会、学会、研究会等をいう。
- (2) 「オンラインの活用」とは、コンベンションの開催期間中に当該コンベンションの会場（以下「現地」という。）からインターネットを用いてライブ配信を行うことをいう。
- (3) 「ハイブリッド」とは、現地開催に加え、前号に規定する方法により行うコンベンションの開催手法をいう。

(交付対象事業)

第3条 オンライン助成金の交付対象事業は、岐阜市内の会場を借り上げて開催されるコンベンションのうち、以下の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) オンラインを活用してハイブリッドで開催するものであること。
- (2) コンベンションに参加する者の範囲及び規模が、原則、下表の要件を満たすものであること。

| 参加者範囲 | 規模 |
|----------------|--|
| 岐阜県を含む 4県以上 | 現地参加者数（実人数）にオンライン参加者数（延べ人数）を加えた合計が100人以上。 但し、オンライン参加者数（延べ人数）は、各開催日参加者数の合計とする。 |

- (3) 主催団体が国又は地方公共団体以外の公益目的に資する団体等であること。
- (4) 岐阜市又はその関係団体から、当該年度内において当助成金以外に金銭的な助成を受けていない又は受ける予定がないこと。ただし、財団が行う「コンベンション開催事業助成金（コンベンション・小規模国際会議）」及び「感染症防止対策支援サービス」との併用は可とする。
- (5) 主催者等特定の者の利益のみを目的として開催される営利活動や興業（物販、コンサート、企業内会議や企業内研修会、学校行事等）ではないこと。
- (6) 個人の勉強や知識習得を目的とした研修、セミナー、講座、教室等でないこと。
- (7) 政治的又は宗教的な目的で開催されるものではないこと。

- (8) 法令又は公序良俗に反するおそれがないもので、かつ主催者等が暴力団等との関係を有していないこと。
- (9) 過去にオンライン助成金の交付を受けていないこと。
- (10) 開催にあたって、岐阜市の観光等をPRすること（PRする具体的内容や媒体は指定しない）。

(交付対象経費)

第4条 オンライン助成金の交付対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためにオンラインを活用したコンベンションの開催に要する経費のうち、下表に掲げるものとする。

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---|
| 会場費 | 会場借上費、会場設営費 但し、「コンベンション開催事業助成金」の交付対象となっている場合、施設使用料の減免を既に受けている場合は対象外。 また、会場規模の縮小によるキャンセル料は対象外。 |
| 機材費 | オンライン機材借上・設置費（カメラ、マイク、スイッチャー、Wi-Fi など） |
| システム費 | 配信アカウント設定費、WEB ストリーミング費 |
| その他経費 | 前各項のほか、交付対象とすることが適当と認められる経費 |

(交付金額)

第5条 オンライン助成金の交付金額は、交付対象経費の総額の2分の1以内とし、交付上限額は、10万円とする。

(交付申請)

第6条 オンライン助成金の交付を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、本要綱の規定を確認し了解の上で、当助成金の交付を受けようとするコンベンションを開催する日の遅くとも2ヶ月前までに、「オンラインを活用したコンベンション開催支援助成金交付申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）を当財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

但し、既に財団のコンベンション開催事業助成金制度（コンベンション・小規模国際会議）を申請し、交付決定の対象となっているコンベンションについては、主催者は当該コンベンション開催の日の1ヶ月前までに、前項の申請書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定申請に対する連絡)

第7条 理事長は、前条に基づく申請書を受領したときは、記載内容を確認の上で受付可否を判定のうえ主催者に結果を連絡するとともに、交付決定としたものについては、「オンラインを活用したコンベンション開催支援助成金交付決定通知書」（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 前項の連絡は、書面又は電磁的方法によるものとする。

(事業実績報告及び交付請求)

第8条 前条に基づく交付決定通知書を受領した主催者は、当該コンベンション終了後、2か月以内に「オンラインを活用したコンベンション開催支援助成金事業実績報告書兼交付請求書」(様式第3号。以下「請求書等」という。)を理事長に提出しなければならない。

2 事業実績から本要綱が定めるオンライン助成金の交付要件を満たすことができなくなったときは、主催者は、「オンラインを活用したコンベンション開催支援助成金交付辞退届」(様式第4号)を速やかに理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 理事長は、前条の規定に基づく請求書等の提出があったときは、当該資料を審査し適当と認めた場合は、速やかにオンライン助成金を交付するものとする。

2 前項に基づくオンライン助成金の交付は、主催者が申請書等に記載した口座への振込によるものとする。なお、前段の口座は、主催団体名義であることを原則とする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 理事長は、第8条に基づき主催者が提出した請求書等の内容について以下の各号に該当すると認めたときは、第7条第1項に基づく交付決定通知後又は前条に基づく助成金交付後であっても当該助成金の交付を取り消すことができる。

(1) 請求書等や添付された書類等に明らかな錯誤や虚偽があるとき

(2) 本要綱が定める交付要件を満たさないことが判明したとき

2 理事長は、前項の取消しを行ったときは、書面又は電磁的方法により、主催者に対して速やかに連絡しなければならない。

3 オンライン助成金の交付を受けた主催者が前項の連絡を受領したときは、主催者は、財団職員の指示するところにより、当該連絡を受領した日の翌日から起算して30日以内にオンライン助成金を財団に返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 オンライン助成金の交付を受けた主催者は、交付を受けた年度が属する年度の翌年度から起算して5年間は、当該助成事業に係る関係書類及び帳簿類を保存しておかななければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和3年7月1日から令和4年3月31日までに開催されるコンベンションに適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。